

消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

5 第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の九第一項中「中小法人」を「中小法人等」に、「該当するものが同条第二項」を「該当するもの（同号イに掲げる法人に該当するもの（次項において「中小法人」という。）にあつては、第四十条の四第八項第六号の二に規定する適用除外事業者（次項において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）が法人税法第五十二条第二項」に改め、同条第二項中「中小法人」を「中小法人等」に改め、「該当するもの」の下に「（中小法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「に海上運送法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を加え、同項第一号中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に改め、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用を受ける法人が有する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来

する船舶をいう。以下この項において同じ。）のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの及び当該法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについては、第一項の規定の適用を受ける法人の同項の規定の適用を受ける事業年度（当該子会社に該当する法人にあつては、当該事業年度内の日を含む事業年度）においては、第四十三条、第五十七条の八（第一項及び第十項に係る部分に限る。）、第六十五条の七（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（第一項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に限る。）の規定その他政令で定める規定は、適用しない。

第六十条の見出しを削り、同条第一項の表及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十二条の見出しを削り、同条第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改

め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号口中「又は適格現物分配」を「適格現物分配又は法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する適格株式分配」に改め、同条第四項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「第八項」を「第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるもの

イ 被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等 同法による被災市街地復興土地区画整理事業

ロ 被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内にある土地等 都市再

開発法による第二種市街地再開発事業

第六十二条の三第四項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項第十一号中「第一号」の下に「の上欄」を加え、同項第十二号中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第五項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改め、「及び第八項」を削り、「前項中」を「同項中」に改め、同条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「に、当該」を「に当該」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「一部が」の下に「第五項に規定する」を加え、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）

の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第五項に規定する予定期間内に第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、第五項、前項及び次項の規定の適用については、これらの規定に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十三条第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中「第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項）を「第九十条

〔同項〕に改め、同項第三号の二中「同法第七十九条第三項の」を「同項の」に改め、同項第三号の五中「減価補償金」の下に「（次号において「減価補償金」という。）」を、「施行区域」の下に「（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。同号において同じ。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の六 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業（以下この号において「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三の七 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施

行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十四条の二第一項中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同条第七項中「以下この条」を「次項及び第十二項」に改め、同条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17 法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第七項に規定する指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該指定期間の初日から当該指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十五条第三項中「第七項」の下に「第九項」を加え、「を取得した」を「の取得をした」に、「取得する」を「取得をする」に改め、「の額に対する割合」を削り、「補償金等の額」を「第六十五条第一項に規定する補償金等の額（同項に規定する）に改め、「控除した金額」の下に「。以下この項において同じ。」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「又は第三号の五」を「から第三号の六まで」に改める。

第六十五条の四第一項第二十号中「含む。」又は「を含む。）、」に、「の規定」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定」に改め、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 土地等につき被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、同法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

第六十五条の四第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を

加える。

2 法人の有する土地等で被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項並びに同条第二項第一号及び第十項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項、第五項及び第十項の規定を適用する。

第六十五条の七第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第十号」を「第八号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「事務所若しくは」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、「（次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」を削り、同号の下欄中「この表」を「第四号まで」に、「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、「地域内にあるものに限る」の下に「ものとし、都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により同項に規定する立地適正化計画を作成した市町村の当該立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域以外の地域内にある当該立地適正化計画に記載された同号に規定する誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を除

く」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号の下欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第六号とし、同表の第九号を同表の第七号とし、同表の第十号の上欄中「限る」の下に「ものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く」を加え、同号を同表の第八号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第十四項中「第九号」を「第七号」に改め、同条第十六項第一号口中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第二号中「第三号及び第九号」を「第二号及び第七号」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第十号」を「第八号」に改め、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第十号」を「第八号」に改め、同条第七項中「以下この条」を「次項及び第十二項」に、「第十号」を「第八号」に改め、同条第八項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第十八項中「第九号」を「第七号」に

改め、同条第十九項中「前三項」を「第十六項から前項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第七項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十五条の九中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十五条の十二第十二項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十六条の三中「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に改める。

第六十六条の四の二第一項中「内国法人」を「法人」に、「に對し当該租税条約に規定する申立てをし
た場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る）」を「又は当該租税条約の」に改め、
「を含む。」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十六条の五の二第八項中「内国法人に係る第六十六条の六第一項」を「内国法人に係る第六十六条
の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法
人」に、「第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金
額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第
四項に規定する部分適用対象金額）」を「第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規
定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金
額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適
用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対
象金額）」に、「第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課
税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係

る同条第四項に規定する部分適用対象金額」を「第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額）」に改める。

第六十六条の五の三第二項中「当該法人に係る次条第一項」を「当該法人に係る次条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「次条第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額）」を「次条第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額）」に、「第六十六条の九の二第一項

に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額）を「第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額」に改める。

第三章第七節の四の節名及び同節第一款の款名中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改める。

第六十六条の六の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその内国法人が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配

をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその内国法人と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十六条の八において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 内国法人の外国関係会社に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該内国法人

イ その有する外国関係会社の株式等の数又は金額（当該外国関係会社と居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の株式等の数又は金額の合計数又は合計額が当該外国関係会社の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。同項、第六項及び第八項において「発行済株式等」とい

う。)の総数又は総額のうちに占める割合

ロ その有する外国関係会社の議決権(剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。ロ及び次項第一号イ(2)において同じ。)の数(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ハ その有する外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額が当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

二 外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人

三 外国関係会社(内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。)の他の外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該内国法人(同号に

掲げる内国法人を除く。)

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一の同族株主グループ(外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者(当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。))のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある者及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。)に属する内国法人(外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる内国法人を除く。)

第六十六条の六第二項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 次に掲げる外国法人をいう。

イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者(居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある第二条第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。)及びロに掲げる外国法人(イにおいて「居住者等株主等」という。)の外国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える

場合における当該外国法人

(1) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有株式等保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(2) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有議決権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(3) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有請求権保有割合

（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

ロ 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人

第六十六条の六第二項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「特定外国子会社等」を「特定外国関係会社又は対象外国関係会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外国関係会社

- (1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社（これらを有している外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外国関係会社を含む。）